

西郷村の人口及世帯数
(51. 2. 1現在)

世帯数	2,621(-6)
人 口	11,788(-3)
男	5,836(-4)
女	5,952(+1)

()内は前月比

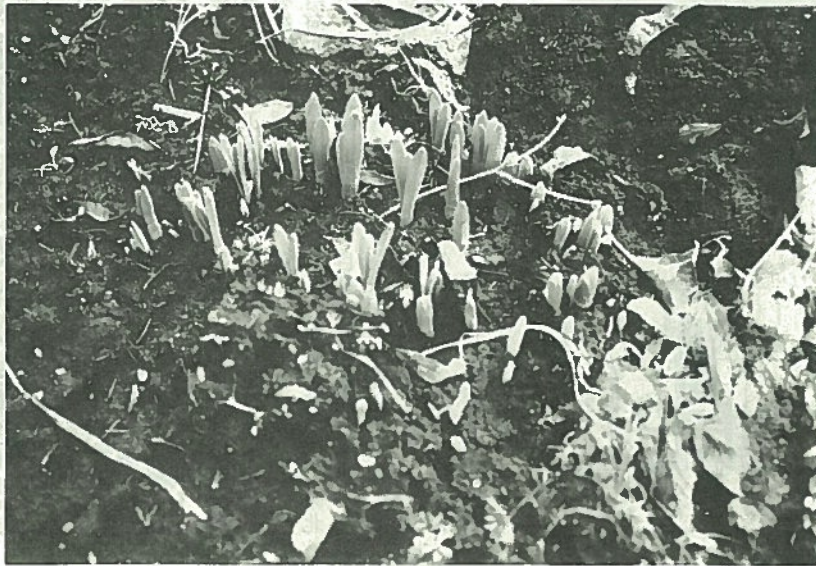


発行日 昭和51年2月25日発行

発行所
西郷村役場
(電話 02482)
白河(5)2121(代表)

編集発行
企画開発課

印刷所
ワタベ印刷所



春は
もうそこまで!!

【上: 大地を押し出した芽を出したスイセン】
【右: 彼岸を前に芽をふくらましたネコヤナギ】
【下: 顔を出したフキノトウ】



幸せが閉じこめられぬ火の御末

春の全国水

東北新幹線新白河駅(仮称)着工

53年完成めざす

東北新幹線新白河駅の起工式は先月三十日午前十一時から建設予定地の磐城西郷駅東側で行なわれた。県内では郡山駅に次ぐもので五十三年完成をめざし、進められることになった。

式には、西田正之仙合新幹線工事局長、高坂紫朗奥村組代表取締役社長、地元から西郷村長、白河市長

ら関係者約六十人が出席して神事を進め、工事の無事完成を祈願した。

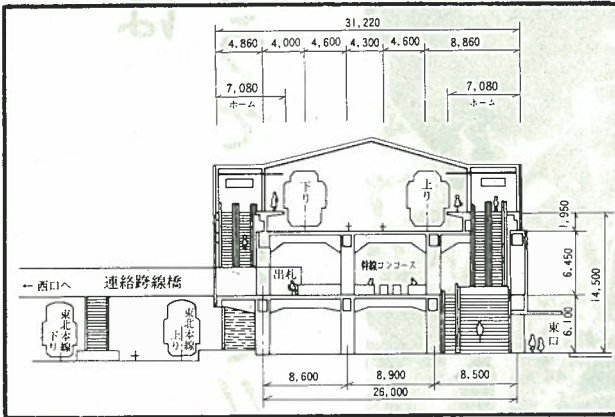
新白河駅は、総工費約六十億円が見込まれ、鉄筋コンクリート三階建てで、二階が新幹線ホームでホームの高さは地上から十四・五メートル、長さは四百十メートル。二階は新幹線コンコースと出札口となり、

新白河駅の着工は、東北自動車道の開通と相俟って首都圏に一段と近づき、政治、経済、文化はもろろんのこと、本村の豊かな観光発展が期待される。

新白河駅の着工は、東北自動車道の開通と相俟って首都圏に一段と近づき、政治、経済、文化はもろろんのこと、本村の豊かな観光発展が期待される。



【上：祝辞を述べる西郷村長】
【下：新白河駅完成予想図】



幸せを明日につなぐ火の始末

春の全国火災予防運動

(2月28日～3月13日)

二月から三月にかけては、一年中で一番火災の多い季節です。ことしも二月二十八日から三月十三日まで、春の全国火災予防運動が繰り広げられます。

二月から三月にかけては、一年中で一番火災の多い季節です。ことしも二月二十八日から三月十三日まで、春の全国火災予防運動が繰り広げられます。



家族ぐるみ村ぐるみで火災の予防に努めましょう。

- ◎防火のエチケット七カ条
 - 一、消火器の有効期限が切れていないか。使用方法は家族全員が知っているか。
 - 二、ガスは洩れていないか。
 - 三、エントツにススがたまっていないか。
 - 四、マッチなどは子供の手の届かない所におく。
 - 五、火気を取扱う場所は、常に整理せいとんしておき、表示をよく守る。洗濯物はストーブの近くにおかない。
 - 七、灰皿は、日頃から掃除しておく。

最後に、このたび白河小峰ライオンズクラブより、防寒コートが寄与されましたが、これを機会にお願いす。そう頑張りたいと思いま

城市町村消防本部の調べによると昨年一年間の管内での火災件数は八十件、損害額はなんと五億六千九百万円が灰になりました。

これらの出火原因は、いづれもたばこの不始末、子供の火遊び、焚火(たきび)をすることを心がけましょう。

最後に、このたび白河小峰ライオンズクラブより、防寒コートが寄与されましたが、これを機会にお願いす。そう頑張りたいと思いま

保健・福祉コーナー

ホームヘルパーとして考えること

ライオンズクラブの方々に感謝

老人家庭奉仕員として、勤め始めて、はや十カ月が過ぎようとしている今日、



(ホームヘルパー 円谷 球子)

犬による危険防止について

狂犬病の予防並びに犬の危険防止について日頃格別の御配慮をいただき感謝申し上げます。

去る二月五日早朝郡山市において野犬及び放置犬の群れに学童が襲われ、そのショックにより死亡するという事故が発生いたしましたことは誠に痛ましい事故と申さねばなりません。

ご承知のように村では、毎年畜犬登録と春秋の狂犬病予防注射を推進し、野犬及び放置犬等の捕獲業務を白河保健所と共に行い、村民が安心して、明るい生活環境のもとで生活が出来るよう努力しておりますが、

今日まで捕獲された犬は殆んどが飼主のある放飼いの犬のようであります。飼犬も常時放し飼いにしておりますと野犬化し集団を作り、農作物及び人畜に害を及ぼすようになるものです。つきましては、本村でも今回のような事故を起さないよう一般住民の方々ははじめ畜犬飼育者の皆様にお願ひ致します。

村におきましても白河保健所と連絡を取り野犬及び飼育犬について管理を強化致しますが、これは一般住民の方々の協力が一番必要

なことで今後とも御協力のほど宜しくお願ひ致します。一般住民の方及び畜犬飼育者の方々は次の事項を守り村から野犬を一掃致しましょう。

●先ず犬を飼う目的をはっきりして家族全員で愛情をもって飼うこと
●飼ったら毎年登録をして年二回の狂犬病予防注射を受けること
●他人に迷惑にならないよう放し飼いはやめ、飼主と一緒に運動に連れて行くこと

戦没者等の遺族の皆様へのお知らせ

三人に一人はまだ手続きが済んでいません

国は終戦三十周年を迎えるに当り、戦没者等の遺族の方々に對し、改めて弔慰の意を表わすために、特別弔慰金を大幅に増額し、次のとおり支給することになりましたので、該当する方は役場住民課へお申し込みください。

(1) 次のいずれかに該当する方は、特別弔慰金が支給できます。
A 現在までに特別弔慰金(三万円)を受給された遺族、又は受給中である遺

●どうしてもいらなくなった成犬、仔犬ができた時は捨てないで、白河保健所に連れて行き、引取ってもらふこと。又は役場備付の愛犬ボックスまで連れて来て下さい。

●野犬等の生息地をみつけた時は役場、又は白河保健所に連絡を願ひ捕獲に協力下さるよう願ひます。
●その他、野犬と思われる犬は出来る限りつかまえて役場又は白河保健所に通報して下さい。
―一般住民の方々のご協力をお願い致します―

族(この場合、時効により請求できなかつた方も請求できます)
B 昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日までの期間内に戦没された方の遺族で、遺族内に戦没者にかかる公的給付(遺族年金等)の受給者がいない遺族。
C 昭和十六年十二月八日以後の戦没者の遺族で、昭和四十七年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間に戦没者等にか

る公的給付(遺族年金等)の受給者が死亡、又は失権されている遺族。
D 現在まで弔慰金を受給できる権利を有しながら、時効により請求できなかつた遺族、又は昭和四十七年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間に弔慰金のみを受給した遺族。

- (2) 金額について
A 戦没者一名につき、額面二十万円の国債で支給されます。
B 支給期間は十年で一年に一回、二万円が支給されます。
C 支給開始年月日は、昭和五十一年六月十五日で、以降昭和六十年六月十五日まで毎年支給(二万円)されます。
(3) 請求用紙等については、役場住民課にあります。
(4) 請求期限は昭和五十三年三月三十一日までとなっております。
(5) 請求手続、その他詳細については、役場住民課へお問い合わせ下さい。

老人福祉センターオープン

三月一日から

入所料(一人一回に付) 老人二百円、一般三百円、子供二百円、他市町村四百円

入浴料(一人一回、一般外来を含む) 学令前・小学生五十円、中学生・大人百円(詳細は次号にて)

知っておきたい土地取引の正しい知識

―国土利用計画法と土地取引の規制―

ご存知でしょうか。一定面積以上の土地取引については国土利用計画法による県知事への届け出が必要なることを。国土利用計画法が昭和49年12月24日に施行されまして、土地の取引をしようとする際はあらかじめ、県知事に取引しようとする土地の所在や、利用目的・取引の予定対価の額等を届け出し、届け出した日から6週間以内は土地取引の契約を締結してはならないこととされています。(届出制の場合)

この法律で定められている土地取引の規制は、取引の場所場合によって異なりますが、大きく、「許可制」、「届出制」、「事前確認制」の三つに分けられます。

西郷村の場合は、届出制と事前確認制が適用されますが、そのしくみは次のようになっています。

届出制とは 西郷村では、取引しようとする土地の面積が都市計画区域では、5,000㎡以上、この区域以外の地域では10,000㎡以上のものについて、土地売買等の契約を締結しようとする場合には、当事者は西郷村長を経由して県知事に届け出ること及び届け出後6週間以内は契約を締結してはならないこととされています。

事前確認制とは 一畝地の土地として届出の面積以上となる住宅地(建売り、マンション等を含む)の分譲等をする場合には、これを行おうとする者が、あらかじめ土地に関する権利の移転又は設定の予定対価の額が一定の水準価格内にあるとして、法第24条第1項第1号(届出制の勧告基準となる価格)に該当しないことについて、県知事の確認を受け、この確認された価額の範囲内で土地の取引を行なう場合に限り届出制の適用除外とすることとしたものです。

なお、この確認を求める場合は、市町村長を経由し県知事に申請します。

この法律についての詳しいことは役場企画開発課へお問合せください。

文化財だより

近世西郷村の切支丹

キリシタン

近年まで、西郷村に於ける近世切支丹の所在については全く不明であったが、たまたま村史資料調査の際の対外出版物整理の時点でその一部分が解明された。

「白河市史資料集」(2)掲載の古切支丹類族に関する報告書二種によってである。キリスト教は天正年間(1582)海外貿易と共に日本に渡った。足利時代末期から一部の戦国大名の保護のもとで破竹の勢であるが、やがて豊臣、徳川氏と続く弾圧の中でその影をひそめていった。あたかも、この残虐きわまりない弾圧の中で、その宗旨を信ずる者は一掃されたかの如くに見えたのだが、熱心な信者は隠切支丹となり、その信仰を守り続けていた。

近世、徳川氏が覇者となるに至って、寺請という制度が採用され、宗旨手形によって人口、所在を規制され、宗旨をも監視されるようになった。この制度は現代の戸籍の役目をはたすものであるが、宗門改と共にこうした異邦の宗旨を防ぐことにもその目的があった

という。

福島県下に於ける切支丹の発生は、蒲生氏の会津移封によるものであると伝えられる。氏郷はキリシタン信者で教名をレオといった。資料によれば西郷村の隠切支丹は、寛永二十年(一六四三)に死罪となった会津高田の百姓藤右エ門に始まる。その嫡男鶴生村住長左エ門もその父母と共に死罪に処せられ、それから六代目の長坂村住喜七までの百七十年間余、その宗旨は弾圧下の中で綿綿と受け継がれていく。その弾圧ぶりは眼にあまるほどのものである。死罪はもろろんのこと、逃亡を企て斬殺されたもの、いたたまれなくなり宗旨を変え僧となり村を去ったもの、遁走するもの、切支丹という理由だけで類族から離縁された老女と、その凄惨きわまる例は数限りない。

▼「白河市史資料集」に見られる西郷村の切支丹

村名	切支丹人数
1 鶴生村	3名
2 長坂村	2名
3 羽太村	2名
4 熊倉村	1名
合計	8名

深い、切支丹の古墓が残るという。

西郷村の民話 報 恩 (4)

鶴生 菊地 亀吉

(三) 変化 (2)

その後は、お初との仲もむつまじく、はた眼にも、うらやましい程で、佐一も、「お母さん。お母さん。」と、おみねにもなつきましたので、何一つの心配事もなく、仕事のほうも佐一とお初に任せっきりで、隣、近所でも、「佐吉さんのところの婿さまは、よくできた人だ。」と、もっぱらの評判でした。ただ、変わった所と言えば・・・仕事も人一倍するのですが、食事も人の倍以上も食べ、特に魚などの生物は好んで生でたべ、天気の良い日などは日向ぼっこをして、グウグウと寝、夜は夜で大きなイビキをかいて寝る様は到って人間とは思えません。しかし、ともかく働き者で、利発でありましたので、誰も不思議に思う人はいりませんでした。

「やっぱり佐一は……あの恐い大蛇の変化だ。」と、佐吉は今さらながら、自分の軽卒さを後悔し、余りの因果の恐しさに、ただ愕然とするばかりでした。こうして、過去の己のあやまちをおみねにも打ちあ

けられない煩悶の日々が続いたのでした。

佐吉が行商から帰り、はやひと月がすぎ、八月になつて三月しかたつていないはづのお初のお腹が、臨月の妊婦の腹のように大きくなった。知り合いの産婆に診てもらつたところ、子供はひとりではないらしいといふこと。又、しばらくして、別の産婆に診察を受けるところ、三人はまちがいないといふことだつた。お初のお腹は、その後も、日がつごとに異様に大きくなり、何とも言いがたい凄さであつた。苦しいといつては生物を欲しがり、食べては又、より激しい苦しみにおそれ、手のつけようがなかつた。「この上はワカサマにでも……」と、うらなつてもらつてみると、「このまま置いたのでは命があぶない。」と、いわれたので佐吉夫婦は生きた心地がせず、余りの因果の恐しさに深い恐怖を憶えるばかりであつた。

四山伏

天には暗黒の雨雲がたちこめ、今にも雨の降り出しそうなる日の昼下り、頭に白布を巻きつけ、背にはおい、右手にホラ貝、左手

には金鋼棒をにぎりしめ、草靴ばきの白装の山伏の姿があつた。佐吉の家の前まで来た山伏はたち止まり、左手ににぎりしめた金鋼棒をふりかざし、口の中でブツブツと経文を唱へはじめた。

読経もおわり、山伏は家の中をうかがうようにしてのぞきこんでみると、家中の者が皆、しずみこんでいるのが見えた。山伏はつかつかと家の中に入り込み、縁においを下し、丁寧に頭を垂れ、たづねた。「何か御心配事でもあるのですか。私は旅の行者なのですが、御心配事がおありでしたら、何なりとも言つて下さい。」佐吉夫婦はただ、お初が無事に安産できますようにと、御願いするばかりであつた。(つづく)

◎文化財調査委員会からのお願い

「文化財は国の宝。文化財は先祖の心。」道ばたの石仏にも歴史があります。

先人の心があります。ふるさとの文化を大切に!!

川柳

人 課題「客」 六郎選 疲れきる客へガイドの子守唄
地 来客がたえぬ人柄重くみる
天 孫が来て第一等の客となる

人 課題「意地悪」 秀石選 意地悪も身になりまして後日談
地 意地悪を言つて眠れぬ夜が更ける
天 振り袖にからみついてる北の風

人 課題「弱い」 秀石選 共稼ぎさせて弱みのある夫権
地 又一つ弱点とある朝帰り
天 寶石に弱い女の目が媚びる

人 有り余る物がひ弱な子をつくり



郷土史コーナー

西郷村史

第8回

こうして、縄文時代の凍結したままの広大な空間は耕地として、開かれていった。豊かなる原始は、よりフオーマル(画的)なもので練成されていったのである。

すなわち、稲作渡来というプロセス(経過)は、後の社会構造の変質を暗示し、平地での定住生活を確立せしめたのみならず、社会生活、交易圏を拡大し、微に入り細にわたり、その生活の様式のごとくを変え、普遍性を備えていった。

当時の社会がいかなるものであったかは明確ではないが、一説によれば、農耕ははじめ、女性の片手間仕事として始められ、男性はいぜんとして、食料の不足を狩猟等により、補なわなければならなかったという。当時の生産性、開発の状況を想定すれば、当然の帰納であるといえよう。また農耕創成期の場合は、水分過多の湖沼地帯に限られていたといわれ、原始の土木技術、社会構造から考えうる労働力の確保という点から

見ると、大がかりな設備を作ることとは不可能であったろうと思われる。ともかく、農耕による完全な食生活は望むべくもなく、半農半猟の生活の中で創造的な農耕という仕事は女性に委ねられていたのである。

出土品はこうした文明の進展、伝播を明確に暗示しているようである。

出土品による縄文時代と弥生時代との相違は、前者が単に生活者の利器の創造には終らず況術的濃密性を有していたのに対して、後者の創造生活は合理的であり、かつ画一的である。つまり縄文土器が有していた利器以外のあらゆる意図から分化独立し、個別性を有したものが、ひとつの弥生土器の形といえるかも知れない。

「いたるところに人工的な実りを。」という合言葉のもとに、農耕が私たちの祖先に万延していったのかもしれない。しかし、人々は今だ明けきらぬ原始の休息の中に浸っている。



日本の梅雨期のような日が続いていた六月の末。警備隊医務室で療養中の兵隊を、金華野戦病院へ後送する話が出た。その通達を耳にすると、十数名のうち数名は、住みなれていた班へ帰る決意が強く、医務室から他へ移動するのを拒む様子であった。

二、三日たつて後送する日になった。先輩の一等兵と私が護送する事になり十名ほど軍用トラックに乗るのであったが、病兵の様子を見ると高い荷台へ上がるのに尻を押さなければ無理な者もいるし、ものとも思わない早業で上がり、涼しい顔をしている者もいた。

回想録

陸軍衛生兵の思い出(8)

佐藤兵治

踏み入れなければならなかった兵隊にとっては、隠しきれない郷愁の象徴であったのかも知れない。白木の標柱と、富士山に似ている遠い嶺に引かれて、私は深い感慨にふけることもあった。

金華野戦病院に着くと、私達が護送した病兵は全員軍服を脱ぎ、白衣に着替えた。小さい赤十字標識が、左そでの外がわに付けてあるだけの白装束になった姿には、変り果てた人の哀れさが漂い、ぼおとして見ていると、突然、「ヨーチン、はよう片づけんか」と自分で脱いだ服の始末を私に指示する兵隊の声を聞く。相手は顔をよく知らないが、古参を勾わせる一等

兵であった。丁寧にたたんでから、置いてあった風呂敷に包もうとすると、その風呂敷は、兵隊がふだん使っている敷布を半分に分けたもので、用意周到なのに驚いた。

(注。「ヨーチン」は、殺菌効能が高い、ヨードチンキ液の通称で、怪傷の治療などに衛生兵が使う事もあった。刺激がきわめて強い外用薬剤だから、なるべく避けてはいたが、男同志の生活と若さが物を言って、多少は荒治療の面もあり、じかに傷に塗られたりすると、傷の手あてを受ける者は歯をくいしばって、「こん畜生」と我慢しなければならぬ。こんな訳で衛生兵に対し、他の兵隊が隠で呼んでいた、広い意味のニクネームであった。)

いろいろ気づかいながら護送した病兵達は、独歩患者(独り歩き可能と認められる病人)の室に入れられる所々の空き寝台へ割り込みになった。衰弱した体に車酔いも重なって寝台へ上がるのも待ち遠しい様に見える。見馴れない白い和服の寝姿は、妖気がただよう。

護送の任務が終って、病院事務室へ入ると、衛生下士官は、私達の勤務替えの話にかかった。(つづく)

税務署だより

所得税の申告と納税はお済みでしょうか

昭和五十年分の所得税の確定申告と納税は三月十五日までです。

もう申告はお済みでしょうか。期限内に遅れて申告を

しますと、無申告加算税がかかったり、税法上有理な取扱いが受けられなくなったりします。また、納税が遅れますと、延滞税がかかります。余計な税金を納めないためにも、期限内に申告を済ませましょう。

申告書の書き方などが分からないなら、税務署か最寄りの税務署か税務相談室、商工会議所、商工会、青色申告会、税理士会へお尋ねください。

ところで、確定申告をした後で申告の誤りに気づいた場合は、
○所得や税額を多く計算したり、還付税額を少なく計算したとき、正しいものに直すよう「更正の請求」をすることが出来ます。
○所得や税額を少なく計算したり、還付税額を多く計算したとき、「修正申告」をして正しいものとするこ

とができます。所得税は、あなたの事業のパロメーターです。あなたの手で、正しい申告と納税をいたしましょう。税に関する不服のあるときは、税務署から受けた更正や決定、差押えなどの処分について不服があるときは、まず税務署へその理由を聞いてみて、納得することが大切です。それでもなお、不服のあるときは、その処分の通知を受けた日の翌日から二か月以内に、その処分をした税務署長に「異議申立て」をすることが出来ます。その「異議申立て」に対する税務署長の決定に不服のあるときは、さらに国税不服審判所長に對し、決定書の通知を受けた日の翌日から一か月以内に、「審査請求」をすることが出来ます。

「審査請求」があった場合、国税不服審判所長は、その申立てを認めるかどうかの裁決をします。この裁決に對してなお不服のあるときは、訴訟を起すことも出来ます。

国税不服審判所は、国税についての納税者の権利救済のために設けられた機関です。課税や徴収に当たる税務署や国税局から分離した第三者の立場で、審理、裁決を行っております。

「異議申立て」や「審査請求」の手続きなどについては遠慮なく最寄りの税務署や仙台国税不服審判所（電話〇二二二〇七五六一）、同青森支所（電話〇一七七七〇四二四二）へお尋ねください。

簡易保険の有利な前納割引制度!!
昭和五十一年も、いよいよ幕があきました。ことしの計画はおたてになりました。郵便局の簡易保険では、保険料前納払込制度をおすすめしております。ことしの経済生活をゆとりあるものにするため、ボーナス、収穫代金の一部を早速取り戻したいものです。この制度は保険料を何か月かまとめて払込むと保険料を割引く制度なのです。

例えば、毎月一萬円の保険料を払込んでいる方は一年分前納の場合一カ月前納のときは一萬円、六カ月前納のときは半月分の五千円、三カ月前納のときは十分の一の千円が割引となります。このように、たいへんおトクなもので、六カ月前納の場合の割引率は八分三厘三毛となります。

最近はこの制度を利用される方が多くなっておりま

すので、ぜひご利用するようおすすめします。保険料の払込みが遅れていませんか!!

郵便局の簡易保険は、保険料の払込がないまま三カ月を過ぎると、保険契約が失効してしまい、万一のことがあっても保障がうけられなくなります。

大切な財産を失わないために、保険料の払込が月遅れになっていましたら、ご面倒でも郵便局にご連絡ください。

固定資産課税台帳の縦覧期間が異なります
縦覧期間 4月10日～31日

◎今年には三年に一度の土地・家屋の評価替えの年です。
自分の所有している資産の価格を税務課でご確認下さい。

◎五十一年度の土地の固定資産税は価格の上昇の程度に応じて、五十年の税額の一・一倍一・二倍、一・三倍以上おさえられる予定です。◎五十一年度の固定資産税第一期分の納期は、五月になる見込みです（税務課）

一月の行事報告

- 1 (曜日) (行 事) 元 日
- 5 (月) 御用始
- 6 (火) 消防団出初式
- 7 (水) 市町村連絡協議会、西郷建築業組合総会、西郷村新年祝賀会、教育長会議
- 8 (木) 就学児童健康診断
- 9 (金) 選挙管理委員会、電々公社へ陳情
- 10 (土) 西郷村建設業組合総会
- 11 (日) 西郷スキークラブ初すべり
- 12 (月) 県農業会議、健康優良事業所表彰
- 14 (水) 教育対策懇談会、教育懇談会
- 16 (金) 西郷村教育委員会第四回定例委員会
- 17 (土) 西郷村総合開発審議会
- 18 (日) 上羽太、下羽太、DG下二官八民山協議
- 19 (月) 軍恩連盟西郷分会総会
- 20 (火) 月例出納検査
- 21 (水) 林業危機突破大会、各課予算要求書提出
- 22 (木) 赤面山総合開発(株)取締役会
- 23 (金) 西郷白河観光一部事務組合議会
- 24 (土) 収入役会議
- 27 (火) 西郷茶道クラブ初金
- 28 (水) 土地改良事業推進大会
- 29 (木) 社会教育関係団体合同会
- 30 (金) 小田倉小スキー教室
- 新幹線起工式

